

子母発0405第1号
令和3年4月5日

各

都	道	府	県
指	定	都	市
中	核	市	

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

「不育症検査費用助成事業」の助成対象検査について

不育症の方の経済的な負担の軽減を図るため、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添12「不育症検査費用助成事業」により、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することとしております。

同事業において助成対象となる検査について、下記の通りですので、適切な支援の実施について、よろしく申し上げます。

記

- ・流産検体を用いた染色体検査（令和3年3月31日厚生労働省告示第133号）
厚生労働省へ提出する個票の様式（別紙）
厚生労働省への個票の提出期限
令和3年4月～令和3年7月申請分については、令和3年8月16日
令和3年8月～令和4年3月申請分については、令和4年4月末日
以降、毎年度、年度終了後の4月末日

以上